



初回産科受診料を助成します

和木町では、令和6年度より下記の対象者につきまして、初回産科受診料の助成を開始します。該当する方は、必要書類をそろえて保健相談センターに申請してください。

対象者

以下の①、②の両方にあてはまる方

- ①妊娠判定のために産科医療機関を受診した日に和木町に住民登録がある方
- ②住民税非課税世帯もしくは生活保護世帯の方

※受診医療機関等の関係機関と町が必要に応じて、支援に必要な情報を共有することに同意が必要です。

※事業の審査に必要な世帯の住民税課税状況について、町が確認を行うことについて、世帯員の上承を得てください。

助成額

上限額 **10,000円**

※受診料が上限額を下回る場合は、実際にかかった費用を助成

※1回の妊娠につき1回限り

※1年度につき2回まで

※妊婦健診の費用、保険診療の自己負担分は対象外

※令和6年4月1日以降の初回産科受診が対象

申請方法

初回産科受診後、下記の書類をそろえて保健相談センターに申請してください。(初回受診から1年以内)

- ・和木町初回産科受診料助成申請書兼請求書
- ・受診医療機関の領収書及び明細書
- ・申請者名義の振込口座の口座番号がわかるもの

お問い合わせ先

和木町保健相談センター ☎(0827)52-7290